

住宅の新築・改築をされるかたへ～合併浄化槽設置申請のご案内～

設置希望者は申請書を提出し、町が合併処理浄化槽を整備し維持管理いたします。

【申請に必要な書類】

- 公共浄化槽設置申請書
- 住宅付近平面図(位置図)
- 排水設備計画承認申請書
- 各階平面図(面積の計算ができるもの)
- 放流先見取り図(排水計画図)
- 宅内排水見取り図



【申請者が負担する経費】

| | | |
|-----------------|--|--------------------------------|
| 宅内工事費 (個人負担) | 汲み取りトイレの場合 | トイレの改造、水回りの排水管の設置等(業者の見積が必要) |
| | 単独浄化槽の場合 | 水回りの排水管設置、単独処理浄化槽の処分等(業者見積が必要) |
| 分担金 | 154,200円(付帯設備が必要な場合及び放流延長が30mを超える場合については、分担金に加算) | |
| 月々の使用料 | 4,400円(5人までの世帯は4,400円/月 世帯人数が1人増える毎に550円/月プラス) | |

※フロア稼動に必要な電気代を町の基準により、年度末に一括にて還付いたします。

【設置場所の条件】

| | | |
|------|---------------------------------|-----------------------|
| | 設置する広さ(建物から1m以上、離れていて、土身の平らな場所) | 工事車両の乗り入れ |
| 5人槽 | たて×よこ 3.2m×2.2m | 上空に障害物が無く 幅員2.5m以上 |
| 7人槽 | たて×よこ 3.5m×2.3m | |
| 10人槽 | たて×よこ 4.2m×2.5m | |

※上記の設置の条件を満たしていなくても、仮設道路、構造物撤去、クレーン等の工事代金を個人負担していただければ、設置できる場合があります。

【対象地域】

| | |
|------|--|
| 対象地域 | 浄化槽処理区域 ※下水道処理区域(下真手・上真手・本田木屋・江馬・天ヶ瀬・菅木屋・清滝・菌・茂原)以外の町全域 |
|------|--|

【設置対象物件】

| | |
|----|---|
| 対象 | 専用住宅(事務所兼住宅、店舗兼住宅、寺院兼住宅)で10人槽まで。 ※併用住宅の場合は、居住割合が1/2以上のものに限りです。 |
|----|---|

【申込期限】

令和5年11月2日(木)までになります。

※設置申込みは、現地調査・設計・入札の都合上、遅くとも3ヶ月前までに提出して下さい。

※申請期間を過ぎてからの設置については、令和6年5月中旬以降からになります。

問 生活環境課 電話82-3787